

一般社団法人日本形成外科学会 形成外科領域指導医制度 細則

平成26年10月 制定

第1章 総 則

第1条（目的） 形成外科領域指導医制度細則（以下細則という）は、形成外科領域指導医制度第5条にもとづき、分野指導医および形成外科領域指導医の認定に関する手続きを定めるものである。

第2章 指導医認定委員会

第2条（指導医認定委員会の構成） 制度第6条の指導医認定委員会の構成は6名とする。

第3条（委員の指名） 指導医認定委員は理事長が指名する。欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4条（委員長） 指導医認定委員会の委員長は理事長が指名し、委員長は委員会を代表する。

第5条（兼任の禁止） 指導医認定委員は認定施設認定委員を兼ねることができない。

第6条（事務所） 指導医認定委員会は学会事務局内に事務所を置く。

第3章 分野指導医認定の方法

第7条（分野指導医認定の対象となる関連学会） 指導医制度第3条にいう分野指導医認定の対象となる学会と分野指導医名称は以下の通りとする。

- (1) 日本手外科学会（手外科分野指導医）
- (2) 日本美容外科学会(JSAPS)（美容外科分野指導医）
- (3) 日本創傷外科学会（創傷外科分野指導医）
- (4) 日本頭蓋顎顔面外科学会（頭蓋顎顔面外科分野指導医）
- (5) 日本熱傷学会（熱傷分野指導医）

第8条（分野指導医の申請資格） 分野指導医申請資格は、以下の各項を充足するものとする。

- (1) 形成外科領域専門医の資格を有するもの。ただし日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間は日本形成外科学会専門医の資格で認められるものとする
- (2) 第7条に示すいずれかの学会が認定する専門医資格を有するもの

第9条（分野指導医の提出書類） 審査を受けようとするものは、以下の書類を定められた期日までに指導医認定委員会に提出するものとする。

- (1) 認定申請書ならびに所定の審査料
- (2) 日本国医師免許証の写し
- (3) 形成外科領域専門医認定証（暫定期間においては日本形成外科学会専門医認定証）の写し
- (4) 第7条に示す学会の専門医認定証の写し

第4章 形成外科領域指導医認定の方法

第10条（形成外科領域指導医の申請資格） 形成外科領域指導医申請資格は、以下の各項を充足するものとする。

- (1) 形成外科専門医の資格を有し、1回以上更新を行った者
- (2) 日本専門医機構の認定する指導者講習会を受講している者。
- (3) 指導医制度第3条の分野指導医、第4条の特定分野指導医のうちから複数の分野指導医資格を有する者

ただし日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間は(1)、(2)の条件のみで専門研修指導医として認めるものとする

第11条（形成外科領域指導医の提出書類） 審査を受けようとするものは、以下の書類を定められた期日までに指導医認定委員会に提出するものとする。

- (1) 認定申請書ならびに所定の審査料

- (2) 日本国医師免許証の写し
- (3) 形成外科領域専門医認定証（暫定期間においては日本形成外科学会専門医認定証）の写し
- (4) 複数の分野指導医認定証あるいは特定分野指導医認定証の写し

第5章 指導医の審査、登録および更新

第12条（公示） 指導医認定委員会は年複数回の認定審査を施行し、提出書類締切日は前年度のうちに公示する。

第13条（審査結果の通知） 指導医認定委員会は、審査の結果を理事長に報告し、すみやかに申請者に通知する。

第14条（分野指導医の登録） 認定審査合格者は所定の登録料を学会事務局に支払うものとし、そのうち理事長は認定審査合格者を分野指導医登録原簿に登録し、分野指導医認定証を交付する。

第15条（形成外科領域指導医の登録） 認定審査合格者は所定の登録料を学会事務局に支払うものとし、そのうち理事長は認定審査合格者を形成外科指導医登録原簿に登録、公示し、形成外科領域指導医認定証を交付する。

第16条（手数料の返還） 既納の審査料および登録料は、原則としてこれを返還しない。

第17条（指導医資格の更新） 指導医制度第3条の分野指導医に関しては、認定対象となった学会の専門医資格の更新に合わせて、すみやかに本学会に資格更新報告書を提出しなければならない。指導医制度第4条の特定分野指導医に関しては別に更新手続きを定める。形成外科領域指導医に関しては、各分野指導医の資格更新状況その他一定の審査を経て5年ごとに更新手続きを行う。

第18条（指導医資格の停止および取り消し） 以下の各項のいずれかに該当すると思われるものは、指導医認定委員会が調査、確認し理事長に報告する。理事長は理事会の承認を経て指導医の資格の停止および取り消しを行い、指導医登録原簿よりその名を削除し、指導医認定証を返却させ、この旨を公示する。

- (1) 認定につき過誤があった者
- (2) 学会正会員の資格を喪失した者、ただし、名誉会員はその限りでない
- (3) 分野指導医認定対象となった学会の専門医資格を返上、あるいは更新しなかった者
- (4) 特定分野指導医については所定の更新手続きを行わなかった者
- (5) 形成外科領域指導医については上記(3)、(4)により形成外科指導医としての要件を欠くに至った者
- (6) 提出書類の記載に虚偽があったと認められた者

第19条（再認定） 指導医の資格を停止されたものが、再び指導医の資格を取得するには、再度初回認定と同様の認定方法による。

第20条（認定証の再発行） 認定証を紛失または破損し再発行を希望する場合には理事長に申請する。理事会はそれを審議し、理事長はその結果を申請者に通知する。再発行を許可された者は所定の再発行料を学会事務局に支払うものとし、そのうち理事長は認定証を交付する。

第6章 細則の変更手続

第21条（改廃） この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

1. この細則は平成27年4月1日より施行する。